

昭和二十四年政令第三十一号

検査審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令
内閣は、検査審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基

き、この政令を制定する。

第一条 検査審査会法第二十九条、第三十九条及び第三十九条の四の規定により検査審査員、補充

員、証人、法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者（以下「助言者」という。）及び

審査補助員に給する旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。

第二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸

路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又

は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合にお

ける航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びびきん橋賃を含む）、急行料金（特

別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもには特別急行料

金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上

のものには普通急行料金又は準急行料金 並びに特別車両料金及び特別船室料金（証人及び助言

者については、検査審査会長がその支給を相当と認める場合に限る。）並びに座席指定料金（座

席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上

のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限

る。）による。

一 運賃の等級を三階級に区分する線路又は船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

イ 検査審査員、補充員及び審査補助員については、中級の運賃

ロ 証人及び助言者については、中級以下で検査審査会長が相当と認める等級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する線路又は船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

イ 検査審査員、補充員及び審査補助員については、上級の運賃

ロ 証人及び助言者については、検査審査会長が相当と認める等級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路又は船舶による旅行の場合には、その乗車又は乗船に要する運賃

3 路程賃の額は、一キロメートルにつき、次に掲げる額による。この場合において、路程に一キ

ロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

一 検査審査員、補充員及び審査補助員については、三十七円

二 証人及び助言者については、三十七円以内において検査審査会長が相当と認める額

4 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することがで

きない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額による。

5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第三条 検査審査員、補充員、証人及び助言者に支給する日当の額は、出頭又は取調べ及びそれら

のための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じ、一日当たり八千円以内におい

て検査審査会長が定める。

2 審査補助員に支給する日当の額は、出頭又は取調べのための旅行に必要な日数（別に法律で定

Table with 2 columns: 附則 (Enactment details) and 附則 (Enactment details). Rows include dates like '昭和五十四年三月二日政令第六三三号' and '昭和五十六年六月二日政令第二二八号'.

第五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常

の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事

情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び

方法によつて計算する。

- 2 この政令は、公布の日から施行する。
- 1 改正後の第二条第三項及び第四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二年六月一五日政令第一五八号）
- 1 この政令は、平成二年七月一日から施行する。
- 2 出頭又は取調べ及びそれらのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年六月一四日政令第二二一号）
- 1 この政令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 出頭又は取調べ及びそれらのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。
- 附 則（平成四年六月一七日政令第二〇二号）
- 1 この政令は、平成四年七月一日から施行する。
- 2 出頭又は取調べ及びそれらのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。
- 附 則（平成五年六月一六日政令第一九五号）
- 1 この政令は、平成五年七月一日から施行する。
- 2 出頭又は取調べ及びそれらのための旅行に必要な日数のうちこの政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。
- 附 則（平成六年六月三〇日政令第二〇二号）
- 1 この政令は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成七年六月一六日政令第二四八号）
- 1 この政令は、平成七年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成八年六月一四日政令第一七八号）
- 1 この政令は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成九年六月一三日政令第一九二号）
- 1 この政令は、平成九年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一〇年六月二二日政令第二〇六号）
- 1 この政令は、平成一〇年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一一年六月一六日政令第一八二号）
- 1 この政令は、平成一一年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一二年六月二三日政令第三四八号）
- 1 この政令は、平成一二年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一五年六月一八日政令第二五五号）
- 1 この政令は、平成一五年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一六年六月一一日政令第一九八号）
- 1 この政令は、平成一六年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二〇年七月四日政令第二一八号）抄
- 1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年七月一九日政令第五九号）
- 1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。
- 附 則（令和五年六月九日政令第二〇三号）
- 1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。